

一般社団法人青森県訪問看護ステーション連絡協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人青森県訪問看護ステーション連絡協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、訪問看護事業に関し、訪問看護事業の経営及び技術に関する調査及び研究等を行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、もって適切な訪問看護の確保を図り、青森県民の保健医療福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業に関する情報の収集、管理及び提供
- (2) 訪問看護事業の経営及び技術に関する調査及び研究
- (3) 訪問看護事業に関する知識の啓蒙及び普及
- (4) 訪問看護事業に関する青森県内外交流の推進
- (5) 機関誌、図書その他印刷物の刊行
- (6) 講習会、講演会及び研修会等の開催
- (7) 訪問看護に関する諸問題の検討
- (8) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に關

する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 訪問看護事業者で、当法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 特別会員 訪問看護事業に従事する者又は監督行政及び訪問看護に関し学識経験を有する者で、当法人の目的に賛同して入会した団体及び個人

（入会）

第6条 正会員、特別会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員、特別会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散又は死亡したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

（退会）

第9条 正会員、特別会員は、退会の申し出により、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の会則又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とし、正会員及び特別会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 当法人の解散、合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年一回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - (3) 第23条第4項第3号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第15条 社員総会は、会長が招集する。(第23条第4項第3号の規定に基づき監事が招集する場合を除く。)

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から三十日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも七日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員及び特別会員の中から選出する。

(定足数、決議の方法)

第17条 社員総会は、正会員及び特別会員の過半数の出席がなければ開会することができない。社員総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議決権)

第19条 正会員及び特別会員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員及び特別会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二名以上が、署名、捺印しなければならない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上13名以内（会長、副会長を含む）
監事 2名

2 理事の内、1名を会長、2名を副会長とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議により選任及び解任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係ある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の職務及び権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査するとともに、理事の業務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
 - (3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集する。

(任期)

第24条 役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、役員の任期は、同一の役職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

(理事、監事の解任)

第25条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬等)

第26条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができます。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 講師謝金及び役員の旅費の支給については、別途定めた諸規程により支払うことができる。
- 4 前三項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第27条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、会長の求めに応じ理事会又は総会に出席して意見を述べることができる。

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この会則で別に定めたもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の二種とする。

- 2 通常理事会は、毎年四回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 第23条第4項第3号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から十四日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載書面をもつて、すくなくとも七日前までに通知しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(定足数等)

第35条 理事会には、第17条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員及び特別会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 支部

(設置等)

第36条 当法人は、第3条に規定する目的を達成するため、支部を設置する。

2 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 当法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 当法人の事業計画及び予算に関する書類は、会長が作成し、理事会の承認後社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会において承認を受けなければならない。その後社員総会の承認を受けなければならない。

2 当法人は剰余金の分配（特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行わない。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の決議を受けなければ変更することができない。

(解散、合併等)

第45条 当法人は、社員総会において正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の決議を得て解散する。

2 当法人は、社員総会において正会員及び特別会員の議決権3分の2以上の決議を得て他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(残余財産の処分)

第46条 当法人の解散のときに有する残余財産は、社員総会において正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の目的を有する公益的な団体に贈与するもとする。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局は、連絡調整、研修、記録、会計等を分担処理する。

第10章 雜則

(委任)

第48条 この会則で定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。